

中小企業を
切り捨てる

信用保証制度の 改悪を許すな!



政府が狙う信用保証制度の改悪の主な中身

信用保証協会の保証割合(一律8割)の縮小 セーフティーネット保証の見直し

中小企業庁(中小企業政策審議会金融ワーキンググループ)は、昨年12月16日に「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて中間的な整理(論点整理と方向性)」を発表しました。「論点整理と方向性」では、信用保証協会の保証割合である「一律8割」を改め、例えば、企業の創業期には厚く支援し、徐々に保証利用を減らして金融機関の責任割合を高め、最終的には「保証からの卒業」を目指すとしています。セーフティーネット保証も見直す方向であり、実質的な小規模事業者の信用保証からの排除です。

政府は2016年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2016」で信用保証制度について「本年内を目途に制度的対応などについて結論を得る」とし、中小企業庁は関連法案を来年通常国会にも上程する可能性を示唆しています。

地域金融機関からも懸念の声

改悪による3つの懸念

- 1 信用保証協会の保証割合の縮小(=金融機関のリスク負担の増加)により懸念される重大な問題は、金融機関の「入り口」で中小企業・小規模事業者が信用保証制度から排除されかねない。
- 2 新規の保証付き融資はもとより、複数の借入を一本化し「真水」を入れるなどの借り換え融資が利用しにくくなるのではないか。
- 3 信用保証付きを条件としている地方自治体の制度融資にも悪影響を及ぼしかない。

「金融機関の負担が増え、当組合としては反対の意向」「適切な保証を維持していくためのよいこととは思えない」「信用保証制度が改悪されると企業との関係が悪化する」-地域金融機関や信用保証協会からはこのような声が寄せられています。信用保証制度は、385万者の3分の1の事業者(141万者)が利用し、地域経済振興と雇用維持に寄与しています。経営の「命綱」である信用保証制度の後退の影響は計り知れません。制度改悪はきっぱりと中止し、拡充こそ必要です。